

令和3年11月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日(金) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	

4. 欠席委員

2番 本村教昭	4番 古賀義博
11番 野口浩美	

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
- 第6号議案 農用地の買入協議について(要請)
- 第7号議案 非農地判断について
- 第8号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 農林水産課職員

農政企画係長 大島 宗倫 農政企画係主査 浦部 徳恵

8. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年11月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 御存じのように衆議院選挙は、佐賀県は立憲民主党と自由民主党の中で、自由民主党は敗戦をいたしましたけれども、比例区で当選ということでございました。小さな県で衆議院議員を5名も抱えるというのは、まあまあいいほうじゃないかと思えますけど、強いて言うなら、我々農業者に対しまして、昔は族議員、農林議員という形でおられましたけど、今、農業に目を向けてくれる全国の衆議院議員さんは本当に数少ないと思っております。 この前の日曜日の朝のテレビ番組だったと思いますけど、食料自給率の話があってございました。食料はよそから買って、日本は違う仕事ばすつきよかろうもんと言う議員さんもおられました、なかなか農業を正当化して見てくれる議員さんが数少のうなってまいりましたので、私たち農業に携わる人間としては、踏ん張って農業をいい方向に向けていかなければいけないのではないのかなと痛感いたしました。 今日は議題も多うございまして、いろいろ問題もありますけど、御協力いただきましてスムーズに進行していきたいと思えます。どうぞ御協力のほどよろしく願います。
事務局	ありがとうございました。 本日は、2番本村委員、4番古賀委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。 3番下村委員はまだお見えではありませんが、現在の出席委員は10名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりこの会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年11月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 6番松尾委員、7番池田委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は芦刈町芦刈永田地区を通る有明海沿岸道路西の農地で、申請理由は譲受人への贈与です。 以上でございます。

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 申請番号2について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は小城町三間寺地区を通る市道松尾横町線北の農地で、申請理由は空き家に付随した農地の取得です。 なお、この申請農地は令和2年11月農業委員会において空き家に付随した農地として指定をしております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号3について説明をいたします。 資料は11ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は三日月町久米地区を通る市道長神田甘木線北の農地で、申請理由は譲受人への贈与です。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は15ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所は小城町松葉地区を通る市道湯ノ浦線北の農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。議案書は2ページを御覧ください。本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。申請番号1について説明をいたします。資料は20ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は市道久保田練ケ里線西の牛津町練ケ里地区にある練ケ里踏切南の農地で、転用目的は農業用資材置場でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は側溝を經由して南側水路へ排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、農業用施設であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>なお、昭和55年に農地の一部に農業用倉庫を建設されているため、始末書を提出されております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
1番	<p>農地法第4条申請、事前調査事項の報告をさせていただきます。</p> <p>申請者、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。農業用倉庫は昭和55年に建設されており、始末書を提出されている。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水路側溝を經由して南側水路へ排水される。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>その他特記事項について、令和3年10月11日に説明を受け確認しております。</p> <p>令和3年11月5日、小城市農業委員会、野方俊彦。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>

事務局

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。
申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。
議案書は3ページを御覧ください。
本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。
申請番号1について説明をいたします。
資料は26ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号北の小城町鷺ノ原地区にある市道鷺ノ原4号線南の農地で、転用目的は共同住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は31ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東にある三日月町大寺地区を通る市道石木初田線南の農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続し排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は県庁、市役所または町役場（これらの支所を含む）からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は小城市役所本庁舎から約160メートルの距離に位置しております。

以上でございます。

議長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7番

本件につきまして、農地法第5条申請、事前調査報告を読み上げます。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、先ほど事務局からの御説明のとおりであります。

5番目、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請

地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断いたしました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続する計画であり、雨水等につきましては周辺に影響を及ぼすものではない。

その他特記事項について、特にございませぬ。

令和3年11月5日、小城市農業委員会、農業委員、池田政孝。

以上、よろしくお願ひいたします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号45まで一括して事務局より議案の説明をお願ひいたします。

議案書は4ページから9ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が32件、利用権の再設定が13件、合計で45件、総面積は22万8,119.24平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号45までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願ひいたします。

議案書は10ページを御覧ください。

本日の所有権移転の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

議 長

事務局

議 長

事務局

議長

以上でございます。

申請番号1につきましては、私からあっせん委員の結果報告をいたします。

9月6日、9月の農業委員会であっせん委員に指名される。

当日の夜8時に、所有者が福岡なので、電話で、近隣相場は10アール〇〇万円から〇〇万円ぐらいですと、それで売買してよいかを確認する。

了解を得て、9月6日の当日夜8時半に、現在小作をしている認定農業者の〇〇氏に会い、あっせん申請が出ていることを説明した。購入の意思があり、10アール〇〇万円でどうやろうかというようなことをお聞きいたしましたので、当日の夜、〇〇氏に電話で、〇〇万円でどうですかということでしたと申し上げましたところ、もう少し上乗せしてもらえんでしょうか、〇〇万円ぽっきりでは、もう少し上乗せしてもらわんぎ、やられんごたというようなこととございました。

9月8日の午後8時、認定農家の〇〇氏に、10アール〇〇万円ではちょっと、もう少し頑張ってくれというようなことを申し上げましたところ、〇〇万円でないというようなこととございました。

〇〇氏より、今回提示の条件10アール〇〇万円で購入したいということでしたと〇〇氏に伝えたところ、その10アール〇〇万円でいいというような了解を得ました。

それで、10アール〇〇万円であっせんが成立したことを〇〇氏に伝え、売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を申し上げます。

成立価格が10アール〇〇万円ということで決定をいたしました。

以上です。

ただいまの説明・私の報告に対して、質疑があればよろしく願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は11ページを御覧ください。

本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。

資料は36ページからとなります。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 農用地の買入協議について(要請)を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書は12ページを御覧ください。

買入協議の要請は1件でございます。
資料は43ページからとなります。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要を読み上げる。)

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あつせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出人へ買入協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入協議が成立すれば、申出者は1500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

次に、第7号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は13ページを御覧ください。

第7号議案 非農地判断について説明をいたします。

資料は別とじでお配りしていますので、御覧いただきたいと思います。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回審議していただく農地は、田が1筆1,057平米、畑が1筆5,642平米、合計の2筆6,699平米でございます。

農地転用許可申請事前調査に合わせて、10月25日に現地において2筆とも農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。

第7号議案 非農地判断について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第8号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は14ページを御覧ください。

第8号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係

議 長

事務局

議 長

事務局

る意見について説明をいたします。

これも資料は別つづりで配付をしております。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

内容につきましては農林水産課担当が説明を行います。

小城市農林水産課の浦部でございます。

本日は会議中にお時間いただき、誠にありがとうございます。

今回、小城市の農業について基本的な方針を定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、一部を改正することにしておりますのが、農業経営基盤強化促進法第6条及び施行規則第2条により、農業委員会からも意見を聴取することになっておりますので、よろしく願いいたします。

今回、小城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正する背景は、国の法改正に伴い、佐賀県が本年6月に佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部を改正したことによるものでございます。

市町村の基本構想は、法律で県の基本方針と調和が保たれたものでなければならないとなっておりますので、今回改正するに至ったところでございます。

それでは、改正の理由を簡単に説明させていただきます。

今回の変更の理由といたしましては、全体を通した変更でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に統合一体化されたものでございます。

次に、個別での変更でございますが、1ページの.....

すみません、資料は別つづりの3ページを見ていただいでよろしいでしょうか。

先ほど担当のほうが必要な変更のポイントということで、農業経営基盤強化促進法の改正に伴うもので—今のですね、主な変更のポイントということで、全体が農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に統合一本化されたことへの変更というところまで、ちょっと今説明をしたところです。

それでは、資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の5ページの「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の中の年間農業所得を1人当たり400万円から430万円に変更しております。これは佐賀県が県内のサラリーマンの生涯賃金より平均年収を算定したものでございます。

次に、8ページの「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」と、すみません、飛びまして12ページの第2の2、「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」につきましては、農産物の販売単価、経営などが変化していることを踏まえて、佐賀県が県の基本方針に合わせて見直しておりますので、市のほうも見直しております。

また、農地利用集積円滑化事業に関する事業につきましては、関連がある項目全てにおいて修正しているところでございます。

以上が、簡単でございますが、基本構想の改正についての説明でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第8号議案 小城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、原案のとおり変更することに適当であると思われる方は挙手をお願いいたします。

農林水産課

事務局

農林水産課

議長

事務局

(挙手)

全員賛成ですので、第8号議案は原案のとおり変更することに適当であると回答します。

ほかに皆さんから何かありませんか。

(なし)

ないようですので、議案の審議は終了しましたが、事務局より三日月町西分の盛土造成地の対応等の報告をお願いいたします。

本日配付をいたしました資料を御覧ください。

三日月町西分地区の盛土造成地の対応等について報告をいたします。

2枚で、ホチキスでとじている分の資料ですね。頭のところに違反転用の対応についてと表題を書かせていただいております。

令和3年10月農業委員会において、盛土は撤去により違反転用を解消させると決定をしていただきました。その後、盛土造成当時の農業委員会事務局及び建設課の職員と谷田建設に、当時の対応、認識の確認、対応の意思を確認いたしました。

平成27年度に在籍していました農業委員会事務局職員に確認をしたところ、建設課及び谷田建設からは何も相談はされていない。社長の弟から転用の許可指令書の発行時期を尋ねられた際に、小城スマートインターチェンジの土砂を搬入すると聞いたが、特に説明はなく、許可基準を逸脱するようなことはないと思っていたということでした。

なお、農業委員会としては盛土は撤去により違反転用を解消させる必要があると谷田建設に説明をしております。

同じく平成27年度に在籍していた建設課職員に確認をしたところ、谷田建設の農地転用の進捗状況を農業委員会事務局職員に確認していたが、農地法に関する変更手続が必要であるとの認識はなかった。盛土造成地は市の大型事業の造成に合わせて、順次、搬出、撤去するように検討をしているとのことでした。

次に、谷田建設に確認をしたところ、小城市からの要請により協力をした。契約内容の説明もなく、永久的な造成地になるとの認識はなかった。造成する前に開発の届出等、何らかの手続が必要ではないかと尋ねたが、行政がすることだから手続は問題ないと説明を受けていたので、事業計画変更申請書は提出をしていない。市から依頼があり、搬出計画等の説明があれば、所有地内を通路として活用することに協力したいと考えているということでした。

資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。

平成3年7月に、小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更協議について審議をいたしました。その案件に谷田建設が転用関係者として申請された農地がありました。農地転用の一般基準の許可することができないことの一つに、申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないことがあります。違反転用であるため、信用があると認められないに該当しますので、現状では谷田建設が新たに農地転用を申請されても不許可となります。小城市の事業に御協力いただいた結果であり、事業拡大が制限されることにならないように県担当課と協議をいたします。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ほかに皆さんから何かございましたらよろしくお願いいたします。

(なし)

議 長

事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。 次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を11月25日木曜日、午後1時30分から西館2-6会議室に集合をお願いいたします。</p>
議長	<p>12月定例農業委員会の日時、場所ですが、12月6日月曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。 以上でございます。 皆さん方から特にございませんでしたら、以上をもちまして11月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員